

(1) 貯油施設等

施行令第3条の4に掲げる施設であって、油を貯蔵し、または油を含む水进行处理する施設のことをいう。

油を貯蔵する貯油施設
油を含む水进行处理する油水分離施設

(2) 貯油施設等に当たらない主なもの

ドラム缶等の容器、車両等で移動可能なものは、貯油施設等に該当しない。